屋台から出る廃棄物（ごみ）の処理について

1　事業者の責務

事業者は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、廃棄物処理法といいます。）（第３条）」と「福岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（第７条）」において、事業活動に伴って生じた廃棄物を自己の責任で適正に処理すること及び廃棄物の減量に努めることが義務付けられています。また、廃棄物の減量や適正処理について、市の施策に協力することが定められています。

2　ごみの種類

事業活動に伴って生じた廃棄物は「産業廃棄物」と「事業系一般廃棄物」に分類されます。

・事業活動とは　　会社や工場などの事業所のほか、個人商店の営業など、家庭以外で行われるすべての活動を指します。
・産業廃棄物とは　　廃棄物処理法に定める 20 種類の廃棄物（例:揚げ物の油→廃油）
※詳しくは「産業廃棄物の種類と具体例」を参照
・事業系一般廃棄物とは　　産業廃棄物以外の廃棄物

事業活動に伴って出るごみ（屋台営業で出るごみ）

産業廃棄物
※処理方法については「４　産業廃棄物の処理方法」を参照

事業系一般廃棄物
食品の残さ（食べ残し等）や竹串など屋台から出るごみのほとんどが事業系一般廃棄物に該当します。
※処理方法については「３　事業系一般廃棄物の処理方法」を参照

3　事業系一般廃棄物の処理方法

事業系一般廃棄物は、事業者が自らの責任で適正に処理しなければなりません。処理方法は、次の「① 市の処理施設に自己搬入する場合」と「② 一般廃棄物収集運搬許可業者に収集を依頼する場合」があります。

①　市の処理施設に自己搬入する場合

屋台営業により発生した廃棄物を市の処理施設に自分で持ち込む方法です。
「自己搬入ごみ事前受付センター」に搬入予定時刻の 30 分前までに申込みを行ってください。

＜自己搬入ごみ事前受付センターへの申込方法＞

・電話…092 - 433 - 8234

受付時間：月～土曜日 8：30～16：00（１月１日～３日は休み。）

・インターネット…https://jizenuketuke-kankyo.city.fukuoka.lg.jp/eco

受付時間：年中 24 時間受付（メンテナンス期間は除く）

＜料　金＞ごみ処理手数料…10 kgまでごとに 140 円

（屋台営業で発生した事業系一般廃棄物を自己搬入する場合、後述の収集運搬の許可は不要です。）

※排出事業者の自己搬入の事前登録制度（令和３年 11 月から導入）

ごみの自己搬入を行う排出事業者の事前登録制度を導入しています。登録方法の詳細については、「５　お問い合わせ先」の環境局事業推進課へ

②　一般廃棄物収集運搬許可業者に収集を依頼する場合

＜依頼方法＞福岡市では事業所の所在地ごとに収集できる業者が限られています。

事業所の所在地を担当する業者については協同組合福岡市事業用環境協会にお問い合わせください。(電話：092 - 432 - 0123 (FAX092-432-0124))

※　一般廃棄物収集運搬業の許可を受けていない業者に一般廃棄物の収集を依頼することはできません。

一般廃棄物の収集運搬許可を受けていない業者に一般廃棄物の収集を委託した場合、５年以下の懲役若しくは 1,000 万円以下の罰金、またはその両方が科せられます。さらに、法人に対しては 1,000 万円以下の罰金が科せられます。（廃棄物処理法第 25 条第１項第６号、第 32 条第１項第２号）

＜排出方法＞

（　分　別　）「燃えるごみ」「燃えないごみ」「古紙」の３分別です。

（使用する袋）ごみ袋は中身の見える透明又は半透明の袋を使用してください。

（詳細は収集を担当する許可業者にお尋ねください。）

※原則として夜間収集です。（土曜深夜と１月１日～３日は休み。）

＜　料　金　＞

ごみ処理手数料の額		
収集運搬経費 50L まで ごとに **150 円**	＋	処分経費 １kgまで ごとに **14 円**

上記の料金は条例で定めた手数料の額であり、

許可業者と契約する際の上限料金となります。（消費税を含む）

※収集運搬経費…ごみを運ぶためにかかる費用。

処分経費…ごみを市の処理施設で処分するための費用。

＜注意事項＞

○　屋台営業で発生した事業系一般廃棄物を、自らが経営する福岡市内の別店舗に運んで、その店舗から発生する事業系一般廃棄物と一緒に許可業者に収集を依頼することはできます。

○　屋台営業で発生した事業系一般廃棄物を福岡市外の別店舗に運ぶことはできません。

○　屋台営業で発生した事業系一般廃棄物を自宅に持ち帰り、家庭ごみとして排出することはできません。

他都市では不法投棄に該当するとされた事例があります。

不法投棄をした者は５年以下の懲役若しくは、1,000 万円以下の罰金、またはその両方が科せられます。さらに、法人に対しては３億円以下の罰金が科せられます。（廃棄物処理法第 25 条第１項第 14 号、第 32 条第１項第１号）

４　産業廃棄物の処理方法

許可を受けた産業廃棄物処理業者に処理を委託してください。

産業廃棄物処理業者については公益社団法人福岡県産業資源循環協会にお問い合わせください。（電話：092 - 651 - 0171）

＜屋台営業に伴って発生する産業廃棄物の例＞

揚げ物の廃油、グリーストラップで収集した油脂・汚泥　等

５　お問い合わせ先

・ごみの出し方に関すること

環境局ごみ減量推進課　（電話：092 - 711 - 4039）

・一般廃棄物許可業者に関すること

環境局収集管理課　（電話：092 - 711 - 4346）

・産業廃棄物に関すること

環境局産業廃棄物指導課　（電話：092 - 711 - 4303）

・ごみの自己搬入の事前登録に関すること

環境局事業推進課　（電話：092 - 711 - 4316）